



平成 18 年 7 月 10 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 大島 一成
(コード番号：3719)
問合せ先 取締役管理本部長 宮武 晴明
電話番号：03-3343-6680

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 10 日開催の取締役会において、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

1. 資金調達目的

当社は 2003 年 9 月の株式公開後、財務・会計・人事のエキスパートとしての特性を活かすべく、2004 年 12 月期からコンサルティングラインアップの拡充を目的として子会社の新規設立及び M&A によるグループ形成を図るとともに、当社自身としてもいわゆる J-SOX 対応コンサルティング等、業容の拡大を図っております。またコーポレート・アドバイザリー・サービス（IPO、事業再生、M&A コンサルティング等サービスの総称）においては、顧客企業に対する出資を行い、顧客の企業価値向上によるリターンを得るビジネスモデルが確立しつつあります。本件無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金は、コーポレート・アドバイザリー・サービスの新たな顧客への出資資金に充当し、一部は J-SOX 対応コンサルティング等の人員増等に対応するための運転資金に充当する予定です。

2. 転換社債型新株予約権付社債を発行する目的

本転換社債型新株予約権付社債の発行により、当社は無利息による資金調達が可能となり、また自己資本の充実を図ることができます。また、本転換社債型新株予約権付社債の転換価格は、株価の変動にともなって修正されず、一定の事由により転換価額が調整される場合を除いては常に一定であり、権利行使による希薄化の割合は発行時に確定します。さらに、本社債の社債権者からの繰上償還は 2 年目に限定されております。

このようなことから、本転換社債型新株予約権付社債の発行は、既存の株主様への影響を限定しつつ、当社が今後、戦略的な経営判断をするうえで、安定的かつ最適な資金調達手段と考えます。

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

記

- | | |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 社債の名称 | 株式会社ビジネスバンクコンサルティング第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2 発行総額 | 金 600,000,000 円 |
| 3 各社債の金額 | 金 25,000,000 円の 1 種 |
| 4 社債券の形式 | 無記名式 |
| 5 利率(%) | 本社債には利息は付さない。 |
| 6 発行価格 | 額面 100 円につき金 100 円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。 |
| 7 償還価格 | 額面 100 円につき金 100 円 |
| 8 償還期限 | 平成 21 年 7 月 26 日 |
| 9 申込期間 | 平成 18 年 7 月 19 日(水)から平成 18 年 7 月 25 日(火)まで |
| 10 払込期日 | 平成 18 年 7 月 26 日(水) |
| 11 募集方法 | 第三者割当ての方法により、全額を Bank of Bermuda (Cayman) Limited に割当てる。 |
| 12 物上担保・担保保証の有無 | 本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。 |
| 13 財務上の特約(担保提供制限) | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。 |
| 14 利払日 | 該当事項なし |
| 15 償還の方法及び期限 | 1 償還金額
額面 100 円につき金 100 円
2 償還の方法及び期限
(1) 平成 21 年 7 月 26 日(償還期限)にその総額を額面 100 円につき金 100 円にて償還する。ただし、本社債の繰上償還については本項第(2)号乃至第(4)号に定めるところによる。
(2) 当社の選択による繰上償還 |

当社は、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をすることを当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。）で決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

当社は、その選択により、本社債権者に対して、平成 18 年 10 月を最初の月として（当月を含む。）その後 3 か月毎の第 2 金曜日（ただし、第 2 金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。）まで（当日を含む。）に事前通知を行った上で、翌月の第 1 銀行営業日に、残存する本社債の全部を額面 100 円につき金 100 円で、繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

(3) 本社債権者の選択による繰上償還

本社債権者は、平成 20 年 7 月 26 日（以下、「償還期日」という。）に、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本社債権者は、当該償還期日の 30 日前までに、所定の償還請求書に、償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印をしたうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて本項第 3 号記載の償還金支払場所に預託しなければならない。

(4) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に支払を繰り上げる。

3 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社ビジネスバンクコンサルティング 管理本部
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 24 個の本新株予約権を発行する。

本新株予約権は無償にて発行するものとする。

当社普通株式

16 本社債に付された本新株予約権の数

17 本新株予約権の発行価格

18 新株予約権の目的となる株式の種類

- 19 新株予約権の目的となる株式の数 本新株予約権の行使請求(第20項に定義する。)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額(以下に定義する。)で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式(1単元の株式の数は100株)が発生する場合、会社法第192条に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
- 20 新株予約権の行使期間 平成18年7月27日から平成21年7月11日までの間(以下、「行使可能期間」という。)いつでも本新株予約権を行使すること(以下、「行使請求」という。)ができる。但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、所定の償還請求書及び当該本新株予約権付社債券が第15項第(3)号記載の償還金支払場所に預託されたときまで、また 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。
- 21 新株予約権の行使の条件 上記のいずれの場合も、平成21年7月11日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- 22 新株予約権の取得事由及び消却の条件 各新株予約権の一部行使はできない。
- 23 新株予約権の行使時の払込金額 該当事項なし
- 24 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の払込金額と同額とする。
2 転換価額は、当初1,215円とする。
金600,000,000円
- 25 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の資本組入額は、当社普通株式1株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- 26 転換価額の調整 (1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・1株あたりの} \times \text{発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

「既発行普通株式数」は当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第（2）号乃至第（4）号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降または、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。) または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本項第(2)号 または による転換価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い当社普通株式株 1 株当たりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第（2）号乃至第（4）号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）当該下方修正後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における本項第（3）号 に定める時価を下回る価額になる場合

（ ）当該取得請求権付株式等に関し、本項第（2）号 による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使されたものとみなして本項第（2）号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

（ ）当該取得請求権付株式等に関し、本項第（2）号 または上記（ ）による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第（3）号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等の中の最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

本項第（2）号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第（2）号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本項第(2)号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

本項第(2)号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は本項第(2)号の規定のうち、当社証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

27 代用払込に関する事項

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。なお、交付株式数に転換価額（ただし、第 26 項によって調整された場合は調整後の転換価額）を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、発行会社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。

28 本新株予約権の行使後第 1 回目の配当

行使請求により交付された当社の普通株式の利益配当金については、行使請求が1月1日から6月30日になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までになされたときは7月1日に、それぞれ新株の発行がなされたものとみなしてこれを支払うものとする。

- 29 本新株予約権の発行価格を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引における平成 18 年 7 月 7 日(金)終値に 0.9 を乗じて算出される金額 (1,215 円) を基準とした。
- 30 行使請求受付場所 株式会社ビジネスバンクコンサルティング 管理本部
- 31 行使請求取次場所 該当事項なし
- 32 社債管理会社 本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書および会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。
- 33 新株予約権の譲渡に関する事項 本社債は会社法第 254 条第 2 項本文および第 3 項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- 34 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。
- 35 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 今回調達資金の使途

上記手取概算額 595 百万円については、コーポレート・アドバイザー・サービスの新たな顧客に対する出資資金として約 500 百万円、残額を J-SOX 対応コンサルティング等のコンサルティング事業の運転資金等に充当する予定です。

出資先が具体的に決定し次第、速やかにお知らせいたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の資金調達による J-SOX 対応コンサルティング等のコンサルティング事業の強化拡大、コーポレート・アドバイザー・サービスにおける出資の、業績に与える影響は主として来期以降に発現すると考えております。今期中における業績への影響は軽微であると予想し、現在のところ今期の業績予想の修正はいたしておりません。

業績に与える影響の予想が変更され、修正が明確となりました場合には速やかにお知らせいたします。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、細心かつ果敢な事業活動により適正利潤をあげ、事業等への効果的な再投資を行うとともに、適正配当を安定的に行うことで、株主利益の極大化を目指しております。当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、業績見込み及び財務体質等を総合的に踏まえて、内部留保の充実を勘案しながら業績の成長に見合った利益還元を行っていくことを利益配分の基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記(1)記載の基本方針について、現在のところ変更はございません。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、新規事業展開のための戦略的原資としてのほかに、不測の事態に対する資金として活用していきたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況(単体)

	第40期	第41期	第42期
決算年月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月
1株当たり当期純利益(円)	93.71	5.5	29.73
1株当たり年間配当額(円)	10	10	10
実績配当性向(%)	10.7	181.7	33.6
株主資本利益率(%)	25.5	1.3	5.5
株主資本配当率(%)	3.27	2.33	1.95

(注) 1. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。
3. 平成 15 年 4 月 10 日付をもって普通株式 1 株を 10 株に分割しております。なお、第 40 期の 1 株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

3. 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		Bank of Bermuda (Cayman) Limited 注：Bank of Bermuda (Cayman) Limitedは Gaia Japan Multi Strategy Master Fundの受託者であり、同ファンドの資産として割当を受ける。
割当新株予約権付社債（額面）		金600,000,000円
払込金額		金600,000,000円
割当予定先の内容	住所	P0 Box 513GT, Strathvale House, North Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands
	代表者の氏名	Director Charles Hall
	資本の額	US\$7 million
	事業の内容	Bank of Bermuda (Cayman) Limited の事業は受託業である。 注：Gaia Japan Multi Strategy Master Fundは、受託者である Bank of Bermuda (Cayman) Limitedとケイマンの管理会社である Sumisho Capital Management Co.の間の信託契約に基づくケイマン籍のユニット・トラスト型ファンドである。
当社との関係	出資関係	該当事項なし
	取引関係等	該当事項なし
	人的関係等	該当事項なし

- (1) 上記割当先の株式保有については中長期保有の方針と伺っております。
- (2) 上記割当先においては、上記保有方針と当社事業運営方針に対する理解度が高く、これを当該割当先選定理由としております。

4. その他

- (1) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	種類
平成 15 年 9 月 17 日	327 百万円	257 百万円	263 百万円	時価発行公募増資
平成 17 年 12 月 28 日	499 百万円	507 百万円	513 百万円	第三者割当増資

この文書は、当社が転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

(2) 過去3 決算期間および直前の株価等の推移

	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月
始値(円)	1,200	1,400	1,215	5,100 (2,550)
高値(円)	1,750	1,930	8,340	5,200 (2,600)
安値(円)	1,200	1,200	1,190	1,330
終値(円)	1,370	1,216	4,850	1,350
株価収益率(倍)	14.62	221.09	163.13	

- (注) 1. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期利益で除した数値です
2. 最高・最低株価は、平成16年12月13日よりジャスダック証券取引所におけるものであり、それ以前は日本証券業協会の公表のものであります。
また、平成15年9月17日付をもって同協会に株式を登録いたしましたので、それ以前の株価について該当事項はありません。
3. 平成18年12月期の株価については、平成18年7月7日現在で表示しております。
4. 当社は、平成18年7月1日をもって、当社普通株式1株を2株に分割しております。
括弧書きは株式分割による権利落後の株価を示しております。

(3) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンス実施により、直近の発行済株式総数(平成18年6月30日現在)に対する潜在株式数の比率は20.15%になる見込みです。

- (注) 潜在株式数は、今回発行する第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(10.01%)、下記で示される新株予約権の残高(10.14%)が全て権利行使された場合に新たに発行される株式数であります。

新株予約権の発行状況

決議日 平成18年3月31日

目的たる株式数 普通株式250,000株(株式分割を考慮した株数 500,000株)

行使価格 1株当たり4,988円(株式分割を考慮した価格 2,494円)

行使期間 平成18年4月10日から平成28年3月29日まで

(4) その他

本新株予約権付社債には、譲渡制限が付される予定です。

また、本新株予約権付社債の割当先であるBank of Bermuda (Cayman) Limitedは、本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、借株を行わないことになっております。